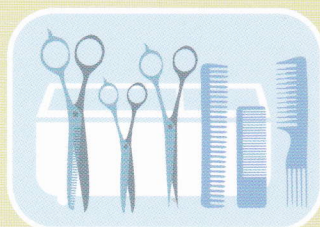
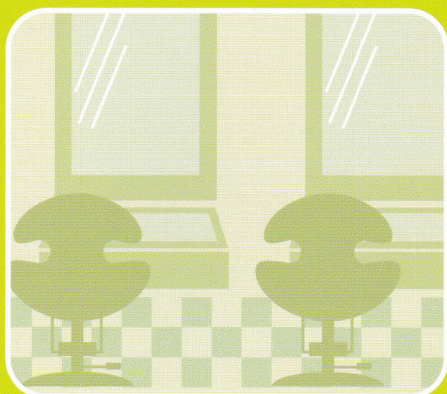


積立購入システム

ユメイク



夢みるサロンへ、一歩ずつ。



WEBからもお申し込み
いただけるようになりました!



 TAKARA BELMONT

積立購入システム

ユメイクとは？

理想のサロンをつくりたい。
あなたの夢をサポートする、
とってもお得な積立購入システムです。

愛されるサロンをめざして、新しいチェアやシャンプー台に入れ替えたい。
そんな時、いつも頭を悩ませるのが資金のこと。
超低金利の時代、金融機関の定期預金で増やすのも簡単ではありません。
でも、タカラベルモントの積立購入システム「ユメイク」なら、
だんぜんお得な年利で、設備機器購入の資金計画をしっかりサポートします。

例えば

月々**1万円**を**5年間**積み立てると

91,500円

商品購入券額691,500円 (うち積立金合計600,000円)

のサービス額分がお得！

詳しくは、中面の積立金額早見表をご覧ください。



長年の信頼と実績を誇る「ユメイク」。
多くのサロン様にご愛用いただいている安心のシステムです。

理美容サロンの皆様のために、業界初の積立購入システムとして1989年に開始。
以来、経済環境や社会が大きく変動する中、6%のお得な年利を継続的・安定的にご提供し、
多くのサロン様から高い評価を受けています。
着実な資金計画のために、安心してご利用いただけるシステムです。

累計契約数

30,000件

※2019年9月現在

ユメイク 4つのポイント

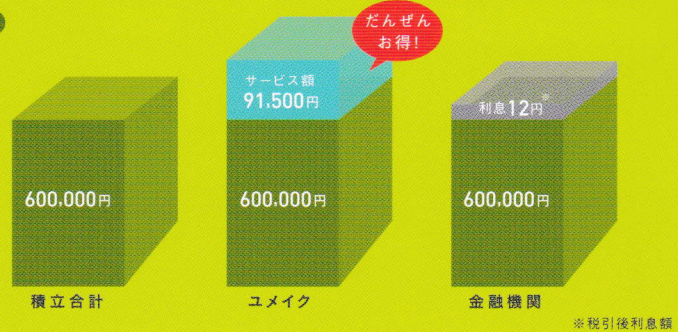


1 年利6.0%だから とってもお得

超低金利時代の今、他の金融機関と比べてもはるかに有利な資金計画がたてられます。

毎月の積立額10,000円、積立期間5年(60回)の場合

令和3年3月現在調べ



2 毎月の積立額を 自由に設定

導入予定の設備機器などに合わせ、積立額は1万円単位で自由に設定が可能です。ご無理のないペースでご利用ください。

3 最短1年から ゆとりの積立期間

積立期間は1年、3年、5年の3つのコースから、サロン様の資金計画に最適な期間設定をお選びいただけます。

※積立期間1年の場合は、積立額1万円は設定できません。

4 さらにこんな メリットも

満期前でも途中解約が可能で、しかも、積立回数に応じたサービス額がご利用可能です。

※現金返却の場合はサービス額は付加されません。予めご了承ください。

日本政策金融公庫の借入の際、ユメイクシステムの積立実績は自己資金として認められます。

よくあるご質問 Q&A

Q. 解約時の返金にサービス額は付きますか？

A. 解約時のご返金額は元金のみで、サービス額は付加されません。(別途解約手数料が必要となります。)

Q. 積立額は変更できますか？

A. ご契約途中で積立額の変更はできません。やむを得ず減額を希望される場合は一旦ご解約後、新たにお申込みが必要となります。また増額の場合は、お申込み口数を増やすことが可能です。

Q. 商品購入券に有効期限はありますか？

A. 商品購入券は発行後3年間ご利用いただけます。

Q. 積立金は経費として認められますか？

A. 費用計上は認められません。積立金として資産計上してください。

Q. 商品購入券はどの機器でも使えますか？

A. 対象商品は、弊社総合カタログに記載の理美容・エステ・ネイル機器、及びその機器の取付工事費です。契約時、新規独立開業として申込みされたお客様に限り、内装工事にも使えます。詳しくは弊社営業担当までお問い合わせください。

Q. 積立期間は延長できますか？

A. 積立期間が1、3、5年の場合、最長7年まで延長が可能です。

資金運用シミュレーション

これから独立開業をお考えの方は

例えば 月々**1万円**の積立を**5年間**されると
積立額**600,000円**+サービス額**91,500円** ▶ 商品券額 **691,500円**

開業に必要な機器を揃えられます。

購入機器総額

商品	台数	単価(円)	金額(円)
シャンプー(イクシ)	1	463,000	463,000
セット椅子(ラフ)	2	112,000	224,000
スツール(ラフ)	1	49,000	49,000
小計			736,000

736,000円



改装してVIP客の囲い込みをしたいとお考えのオーナー様は

例えば 月々**5万円**の積立を**5年間**されると
積立額**3,000,000円**+サービス額**457,500円** ▶ 商品券額 **3,457,500円**

個室に適した機器の購入ができます。さらに
Salonpos-LinQや促進器の追加購入も可能です。

購入機器総額

商品	台数	単価(円)	金額(円)
機能椅子(ルアール)	2	650,000	1,300,000
シャンプー(スイング)	2	525,000	1,050,000
促進器(トルケア)	1	318,000	318,000
促進器(Mケアミスト)	1	217,000	217,000
小計			2,885,000

2,885,000円



※消費税、取付工事費用は含まれていません。

積立金額早見表

毎月積立額 (円)	積立期間1年(12回)			積立期間3年(36回)			積立期間5年(60回)			積立期間7年(84回) 延長した場合		
	積立額合計	サービス額	商品購入券額	積立額合計	サービス額	商品購入券額	積立額合計	サービス額	商品購入券額	積立額合計	サービス額	商品購入券額
10,000	—	—	—	360,000	33,300	393,300	600,000	91,500	691,500	840,000	178,500	1,018,500
20,000	240,000	7,800	247,800	720,000	66,600	786,600	1,200,000	183,000	1,383,000	1,680,000	357,000	2,037,000
30,000	360,000	11,700	371,700	1,080,000	99,900	1,179,900	1,800,000	274,500	2,074,500	2,520,000	535,500	3,055,500
40,000	480,000	15,600	495,600	1,440,000	133,200	1,573,200	2,400,000	366,000	2,766,000	3,360,000	714,000	4,074,000
50,000	600,000	19,500	619,500	1,800,000	166,500	1,966,500	3,000,000	457,500	3,457,500	4,200,000	892,500	5,092,500
60,000	720,000	23,400	743,400	2,160,000	199,800	2,359,800	3,600,000	549,000	4,149,000	5,040,000	1,071,000	6,111,000
70,000	840,000	27,300	867,300	2,520,000	233,100	2,753,100	4,200,000	640,500	4,840,500	5,880,000	1,249,500	7,129,500
80,000	960,000	31,200	991,200	2,880,000	266,400	3,146,400	4,800,000	732,000	5,532,000	6,720,000	1,428,000	8,148,000
90,000	1,080,000	35,100	1,115,100	3,240,000	299,700	3,539,700	5,400,000	823,500	6,223,500	7,560,000	1,606,500	9,166,500
100,000	1,200,000	39,000	1,239,000	3,600,000	333,000	3,933,000	6,000,000	915,000	6,915,000	8,400,000	1,785,000	10,185,000

サロン様の声

理想のサロンづくりをめざして、「ユメイク」をご利用されたお客様の喜びの声をご紹介します。

トータルビューティーサロン
として上質なおもてなしを
心掛け、お客様が
笑顔になれるサロンを。



「SHIMIZU HAIR」 香川県高松市
スタッフ:8名
設備:セット椅子3台/シャンプー機器2台
オーナー 清水和彦さん
笑顔が周りの人たちを幸せにする
そんな幸せの連鎖を生み出していくサロンでありたい



常に新しいことを取り入れる
ユメイクの備えがあるから一歩踏み出せる。

きっかけは店舗移転を考えているときに営業から勧められたから。その後は継続的に積立を行っています。これまで、店舗改装やDANRYUの入替に利用しました。常に新しいことを取り入れるため投資は必須です。機器を購入する際、だいたい予算をオーバーしてしましますが、ユメイクの備えがあるからあきらめずに一歩踏み出せます。また、独立を決意したスタッフにもユメイク積立をすすめています。私自身がユメイクで積立をしていることで、スタッフも資金計画の意識を持ち、積極的に積立を行っています。



時代やお客様の変化に合わせてサロンも変化が求められる。

今後は店舗改装を考えています。今のままで大丈夫、ではなく、時代やお客様の変化に合わせてサロンも変化することが求められますから、技術が良いだけでなく、これまで以上にサロンの外観や店内もお客様が居心地よく入りやすいサロンを目指していきたい。ワクワクする気持ちを忘れず、常に進化したいと思っています。



お客様の喜ぶ姿をみるために メニューも含めて 色々考えていきたい。



「Hair Studio SHIBA」 福井県越前市
スタイリスト数:3名
座席数:セット面3台、YUMEシャンプー1台
オーナー 仲村保儀さん

地域密着の老舗。ご家族の皆さんで通っていただけるサロン。
先代から数えて50余年営業の地域密着老舗サロン。
現在は息子さんご夫婦が中心となっております。
8年前に全面改装しエステコーナーも備えた家族全員で通っていただけるファミリーサロン。
常にお客様に喜んで帰っていただくことをモットーに日々営業されています。



欲しいときに迷わず買える。 頼りになる「ユメイク」。

父の時から積み立てており過去に何度か器具入替に使用したが、いざという時に困らないし、欲しいと思ったものが迷わず買えるのが嬉しい。
最初のきっかけは父から「TAKARAの器具を買うつもりがあるなら絶対頼りになるからユメイク積立をしときなさい。」と言われたことから。
実際銀行に預けておくより間違いなく得だし、9年前に美容室を開業した姉にも勧めています。

サービス向上には 定期的な設備投資も必要だと思う。

お客様に喜んで帰っていただくには定期的な設備投資も必要だと思います。次は給湯器の入替を考えていますが、故障してからアタフタすることなく、少しでも調子がおかしくなったら入替えようと思っています。こんな風に考えられるのはユメイクを積立しているからできることなのでしょうね。他にも炭酸シャンプーのできるトルケアも検討しています。お客様の喜ぶ姿をみるためにメニューも含めて色々考えていきたいです。



営業担当者
VOICE

サロン様の喜ばれる姿を見ると、 こちらも幸せな気持ちになります。

サロン様にとってはメリットばかりなので、ご縁のあったサロン様には「転ばぬ先の杖」と必ずお勧めしています。次期構想をお持ちの方には5年後にこのくらい積立できていますとご説明するようにしています。修理が発生した時だと、実際どのくらい積立ればいいのかをイメージしていただきやすく、理解も深めていただけます。またユメイクをご利用された後、「助かったよ」と喜ばれる姿を見ると、こちらも「お勧めしておいてよかったな。」と幸せな気持ちになります。

理美容事業部
金沢理美容営業所
宮袋 海斗



うれしい!

サロンの価値をUP!

長く続けるほど、サービス額もどんどんお得になる「ユメイク」。
サロン様のペースに合わせて毎月ムリなく貯めることができるので、
手が届かないかな?とあきらめていたワンランク上の設備機器の
導入も可能です。サロン様の価値を高め、ご来店されるお客様の
満足度アップにしっかりとお役に立ちます。



頼れる!

中・長期資金計画のサポート力をUP!

開業してからも、改装や入替など何かとお金が必要になります。
そんな時も「ユメイク」ならサロン様のニーズに合わせて
何口でも積立が可能で、掛け金も自由に設定できます。
将来の目標を視野に入れながら、
中・長期にわたって資金計画をサポートいたします。



安心!

もしもの時の利便性をUP!

給湯機や促進器が突然の故障。
もし、設備機器の急な入替が必要になった場合、
積立満期前でも購入可能なのが「ユメイク」の人気の理由。
しかもサービス額は積立回数に応じて付加されるので安心です。



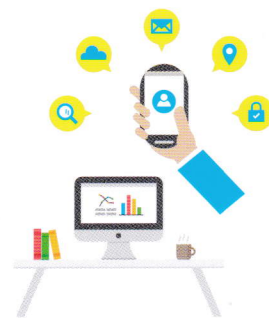
簡単!

WEBでお手続きが完了できます。

ユメイク専用WEBページで追加積立をはじめ、
商品券ご利用手続き・解約手続き・積立休止手続きなど
すべてのお手続きを行うことができます。
個人の方であれば口座振替依頼までもWEBで行えます。



ユメイク専用
WEBページ



ユメイク約款

第1条 (約款適用範囲)

1. タカラベルモント株式会社(以下、「当社」といいます。)が契約者との間で締結する代金分割前払方式による当社発行の記名式商品購入券(以下、「購入券」といいます。)購入契約(以下、「ユメイク契約」といいます。)は、この約款の定めるところによります。
2. 当社が契約者との間で、この約款の定めと異なる特約を裏面に結んだときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先します。

第2条 (契約の申込み)

当社に「ユメイク契約」の申込みをしようとする契約者は、1年、3年、5年のいずれかの積立期間を選択し、1回の積立額を1万円単位で決定のうえ、ユメイクWEBサービスにおいて必要事項を入力し、または当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に届出し、毎月均等払いでお支払いいただきます。但し、1回の積立額が1万円の場合は積立期間は3年以上とします。また、最長7年まで積立期間を延長することができます。

第3条 (契約の成立)

「ユメイク契約」は、当社が前条のユメイクWEBサービスにおいて申込み必要事項を確認した、あるいは申込書を受理したのち、当社が承諾した時に成立いたします。

第4条 (休止期間)

1. 契約者からのユメイクWEBサービスの申込により、あるいは書面での申込により当社が認めた場合、一定期間(6か月以内、即ち6回以内)積立を休止する事ができます。但し、この休止期間の制度利用は契約期間内に1回に限ります。
2. 前項の休止期間は積立の未引落があれば、この未引落分を含めて6か月(6回)以内とします。
3. 契約者は休止期間終了の翌月から残期間満了まで積立を継続するものとし、この場合積立完了時期は当初の申込期間より休止期間分だけ延長されます。

第5条 (購入券購入積立金のお支払い)

1. 購入券購入積立金は、毎月27日に申込書において指定された期間、全額を預貯金口座自動振替の方法により、当社が業務委託する「リそな決済サービス株式会社」に対し支払われなければなりません。
2. 前項に規定する当社に対する最初の支払い日(27日)は第3条に規定する契約者のお申込を毎月20日までに締切り、特段の事情がない限り、翌月の27日となります。
3. 当社は、契約者の金融機関預・貯金通帳に記載された記録をもって領収書に代えさせていただきます。

第6条 (購入券)

1. 当社は契約者に対し前条1項の定めに従い、全額のお支払いを完了された場合、積立期間満了の翌月末日に購入券(積立金合計額、別表にしたがって算出されたサービス額、及びその合計額と契約者氏名を表示する)を発行するものとします。
2. 契約者は前項の購入券により、表示金額相当額の当社製品カタログ記載の理美容・エステ・ネイル機器(化粧品類等の消耗品は除く)を購入することができます。
3. 前項の購入券は、初めてサロンを開業される契約者のみ内装工事にも使用できるものとします。但し、申込時に新規開業である旨を申し出ることとし、積立期間は3年以下、積立金額の上限は500万円以下とします。
4. この購入券を譲渡、質入等処分することはできません。
5. この購入券の有効期限を購入券発行後3年とします。

第7条 (超過購入)

契約者は購入券により表示金額を超える商品を購入する場合、その超過分の支払については当社の一般の販売基準によります。

第8条 (一部購入)

1. 契約者が購入券により表示金額未済の商品を購入し、その差額が1万円未満の場合に限り当社はその差額を現金にてお返しいたします。
2. 前項の差額が1万円以上の場合、当該購入券と引き換えにその差額を表示した新購入券(積立金合計額及びサービス額は旧表示金額と新表示金額の割合による)を交付し、契約者はこの新購入券により別途商品を購入することができます。
3. 前項の新購入券についても第6条2、3、4項、第7条及び本条が準用されます。

第9条 (満期前商品購入)

1. 積立完了前でも商品を購入する事を条件として積立を中止することができます。この場合でも中止の翌月末に購入券(積立金合計額、別表にしたがって算出されたサービス額、及びその合計額と契約者氏名を表示する)を発行するものとし、契約者が受領するものとします。
2. 前項の購入券についても第6条2、3、4項、第7条および第8条が準用されます。

第10条 (解除)

1. 契約者の都合により「ユメイク契約」を解除する場合、ユメイク契約解除の申込をしていただきます。なお積立完了前後を問わず既積立額から積立回数によらず500円+引落回数(滞納された回数を含む)に130円を乗じた合計額の手数料を差引いた金額を返却いたします。
2. 当社の都合により「ユメイク契約」を解除する場合、当社は契約者に対し、積立金に各積立時から返還(支払い開始日)までの期間に対し、商事法定利率(現行:年6%)を乗じて算出した金額の合計額を現金にて返還いたします。また、当社・契約者いずれの責にもよらないで契約が終了する場合も同様とします。
3. 契約者が積立を2回分以上滞納された場合、なんらの催告を要せず「ユメイク契約」を解除いたします。この場合の返還は本条第1項と同様とします。
4. 購入券が第6条4項の有効期間に使用されず効力を失った場合のお取扱は本条第1項と同様とします。

第11条 (積立金の返還方法)

前条の積立金の返還については解除の通知があった月の翌月以降(同2項末段の場合は契約終了事由発生月のそれぞれ翌月以降)に契約者のユメイク引落口座にお振込いたします。

第12条 (相殺)

当社が契約者に対して債権を有し、その支払いが不能となった場合、ユメイクの積立金額(サービス額を除く)と相殺できるものとします。

第13条 (死亡・廃業・業変・倒産・解散・合併等の場合)

1. 契約者が死亡・廃業又は廃業された場合、積立完了の前後を問わず第10条第1項と同様とし、相続人または契約者に返却いたします。
2. 契約者が死亡・廃業・業変のいずれの場合にも契約者の営業を引き継ぐべき者(相続人・受遺者・営業譲受人等)が別途定める書面により「ユメイク契約」の承継を申し出た場合、前項にかかわらずこれらの者が引き継ぐことを認める。但し、積立完了の場合上記承継人は契約者と同一家族で積立を継続するものとします。
3. 法人である契約者が倒産・解散・合併等で存続しなくなった場合は、本条第1項に準じます。

第14条 (権利譲渡の禁止)

「ユメイク契約」にもとづく契約者の当社に対する権利は、前条の場合を除き、譲渡・質入等の処分をすることができません。

第15条 (消費税)

この約款にある別表にしたがって算出された金額及び手数料は、消費税込みの数字とします。

第16条 (反社会的勢力に関する事項)

1. 契約者は、自己またはその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロリまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」と総称する)に該当しないこと、および過去に反社会的勢力に該当していなかったことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。
2. 契約者は、自己またはその役員が、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力が自己の経営に実質的に関与し、または関与していたこと
 - (2) 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもって、または第三者に損害を与える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用し、または利用していたこと
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの行為を行い、または行っていたこと
 - (4) その他反社会的勢力と関係を有すること、または有していたこと
3. 契約者は、自ら、または第三者を利用して次の各号に掲げるいずれの行為も行わないことを表明し、これを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法律上、契約上の責任範囲を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 前3項の表明・確約に反して、契約者またはその役員が暴力団員等あるいは前2項各号のいずれにも該当することが判明し、または該当する行為をしたときは、何らの催告をせず、また、自己の債務の履行提供をせずに、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。

第17条 (合意管轄裁判所)

「ユメイク契約」に関し生じた紛争の裁判管轄は当社の本店、支店所在地を管轄する裁判所といたします。

■ユメイクについてのお問い合わせ

タカラベルモント株式会社 理美容事業部 ユメイク係

〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋2-1-1

☐ ユメイクフリーダイヤル ☎ 0120-39-3618

☐ ホームページ

<http://www.tb-net.jp/step/money/yumeiku.html>